

指定学校の変更手続について（ご案内）

神戸市教育委員会

1. 指定学校変更手続の概要

- ① 指定学校の変更事由に該当し（別表を参照）、指定学校の変更を希望する場合、あらかじめ指定学校の校長及び希望学校の校長の両方に対して、指定学校の変更について相談してください。
- ② 住民登録のある区役所・支所の市民課で、「就学関係届」（用紙）を受領し、必要事項を記入してください。
- ③ ②の「就学関係届」（用紙）に必要書類を添付のうえ、指定学校及び希望学校に提出し、両方の校長の承諾（承認印）を受けてください。
- ④ ③の承諾を受けた「就学関係届」（用紙）と必要書類を、住民登録のある区役所・支所の市民課に提出し、指定学校変更の手続を行ってください。

2. 指定学校変更手続の受付期間

(1) 翌年度4月に新小学1年生または新中学1年生となる児童

新小学1年生は入学前年の10月から12月の間に、新中学1年生は入学前年の11月から12月の間に、それぞれ手続を行ってください。ただし、転居に伴う場合等やむを得ない場合は、当年1月以降でも手続ができます。

(2) 現在小学生または中学生の児童生徒

随時手続ができます。

3. 問い合わせ先

神戸市総合コールセンター TEL 333-3330

東灘区役所市民課 TEL 841-4131

教育委員会事務局教育企画課 TEL 322-5763

神戸市ホームページ <http://www.city.kobe.lg.jp/child/school/area/kouku/>